

久喜市立図書館（中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室及び鷺宮図書館）の指定管理者候補者に関する選定結果について

1 対象施設

	施設名	所在地
1	中央図書館	久喜市吉羽 1 丁目 40 番地 1
2	菖蒲図書館	久喜市菖蒲町菖蒲 85 番地 1
3	栗橋文化会館図書室	久喜市伊坂 1557 番地
4	鷺宮図書館	久喜市鷺宮 5 丁目 33 番 1 号

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 指定管理者候補者の選定概要について

(1) 募集・申請・審査等の経過

月日	内容
令和 5 年 7 月 4 日から 7 月 14 日まで	募集要項の配布
7 月 20 日	事業者説明会・現地施設見学会（2 団体参加）
7 月 21 日から 7 月 28 日まで	質問の受付（Eメール・FAXによる受付）
8 月 3 日	質問への回答（市ホームページで公開）
8 月 4 日から 8 月 9 日まで	申請書類の受付（1 団体申請）
8 月 9 日	一次審査（書類審査）
9 月 26 日	二次審査（久喜市指定管理者候補者選定委員会） ・プレゼンテーション ・質疑応答 ・候補者の選定

(2) 選定結果

申請者	選定結果	審査得点（600点満点）
株式会社 図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子	候補者	496点

4 久喜市指定管理者候補者選定委員会について

(1) 選定委員会委員

役職	氏名	備考
委員長	酒巻 康至	久喜市副市長
副委員長	松本 陽子	社会保険労務士
委員	會田 篤	税理士
委員	石田 道哉	弁護士
委員	今井 久典	埼玉県立久喜図書館 館長
委員	野原 隆	久喜市教育部長

(2) 選定委員会の概要

- 1) 日時 令和5年9月26日 9時から
- 2) 場所 久喜市役所4階 第4・5会議室
- 3) 審査方法

久喜市立図書館（中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室及び鷺宮図書館）の指定管理者の候補者の選定は、一次審査を通過した申請者より提出された指定管理者業務に関する事業計画書の内容や、プレゼンテーション及び質疑応答等を基に総合的に審査しました。

4) 選定基準（久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条）

- ①利用者の平等な利用が確保できること。
- ②関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な施設運営ができること。
- ③公の施設の設置目的を効果的に達成し、効率的な施設運営ができること。
- ④施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営基盤を有していること。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、施設の性質等に応じて市長が必要と認めること。

5) 審査項目の内容及び配点

項目内容	配点
1 法人に関する事項（一次審査において採点）	
(1) 指定管理者としての受託実績について	5点
(2) 組織・連絡体制について	3点
(3) 個人に関する情報の取扱い、情報公開について	2点
小計（A）	10点
2 事業計画に関する事項（二次審査において採点）	
(1) 指定管理業務の基本方針について	10点
(2) 管理執行体制について	10点
(3) 施設・設備の維持管理計画について	10点
(4) サービスの向上及び利用者のトラブル未然防止について	10点
(5) 危機管理について	10点
(6) 自主事業について	10点
(7) 自己評価制度について	10点
(8) 5年間の事業計画について	10点
(9) 事業計画に対する指定管理料について	10点
小計（B）	90点
合計（A+B）	100点

※各委員の満点は、100点（一次審査10点、二次審査90点）

委員6人の合計得点は、600点とする。

※最低制限基準は、各委員の一次・二次審査の合計点が60点以上とする。

(3) 選定方法・審査結果

各委員それぞれの評価した合計得点が、最低制限基準を超えており、かつ指定管理者の候補者として選定することについて適当であると判断した申請者を委員会では指定管理者の候補者として選定しました。この委員会の審査結果を受け、施設所管課において検討した結果、久喜市立図書館（中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室及び鷺宮図書館）の指定管理者とし

て、株式会社 図書館流通センターが適当であると判断したため、指定管理者の候補者としました。

5 候補者選定後の手続き

月日	内容
令和5年12月下旬	市議会の議決
12月下旬	指定管理者の指定（告示）
令和6年1月上旬	協定の締結
4月1日	指定管理者業務の開始